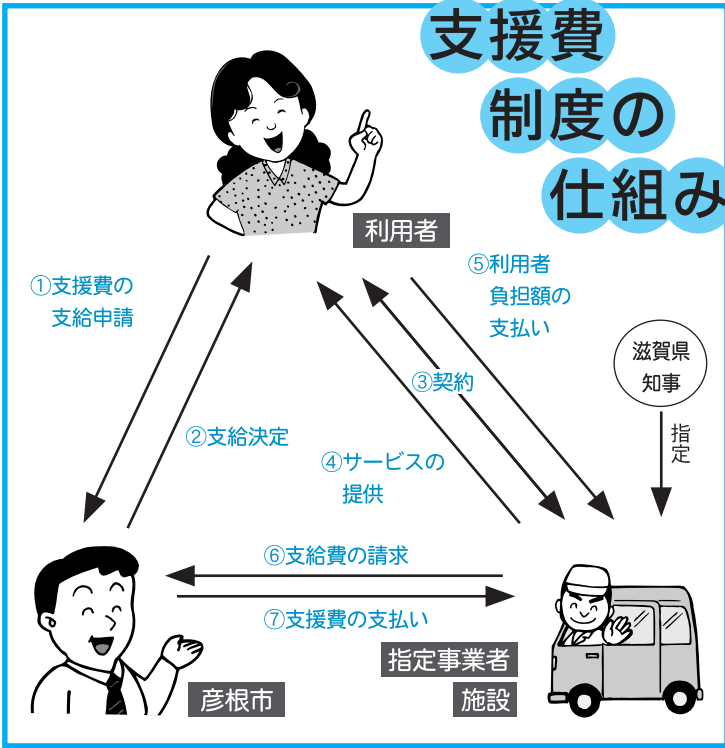


尊重します 利用者の自己決定・自己選択

来年4月から 障害者福祉の支援費制度がスタートします

障害のある人も障害のない人も、ともに地域で生活し、いきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」。障害者福祉を考えるうえで、欠かすことのできない理念です。

この理念を生かすため、障害者の生活を支援するとともに、自立と社会参加を促す「支援費制度」が始まります。



今までの障害者福祉サービスは、行政がサービスの利用者者を特定し、サービスの内容を決めてきました。これを「措置制度」といいます。

来年の4月からは、「支援費制度」が始まります。この新しい制度では、利用者である障害のある人が、自分でサービスや、サービスを提供する事業者を選択し、対等な関係に基づいて契約することにより、サービスを利用します。障害のある人の個人の尊厳を重視した、21世紀にふさわしい制度を目指します。

サービスの内容は、行政が一人ひとりの障害の状況や意向などを聴き取りし、一定の範囲のなかで利用者が選びます。また、サービス利用にかかる費用は、一部を利用者自身が自己負担し、残りを「支援費」として市が直接事業者者に支払います。

問い合わせ先 障害福祉課
 ☎ 09981 番 FAX 09981 767番

支援費制度の対象になるサービス

障害児	知的障害者	身体障害者	
ホームヘルプサービス 居宅における介護・家事援助 デイサービス 通所により日常生活動作や集団生活への適応などに関する指導と訓練 ショートステイ 児童福祉施設などに短期間入所	ホームヘルプサービス 居宅における介護・家事援助 デイサービス 通所による創作的活動、社会適応訓練など ショートステイ 知的障害者更生施設などに短期間入所 グループホーム 地域のなかでの共同生活者に対する日常生活上の援助	ホームヘルプサービス 居宅における介護・家事援助 デイサービス 通所による創作的活動、機能訓練など ショートステイ 身体障害者更生施設などに短期間入所	居宅サービス (居宅生活支援)
	心身障害者福祉協会が設置する福祉施設 障害の程度の著しい心身障害者を対象に、必要な保護と指導を行う施設	更生施設 自立と社会経済活動への参加に向け、訓練や職業提供を行う施設 授産施設 自立と社会経済活動への参加に向け、訓練や職業提供を行う施設	施設サービス (施設訓練等支援)

身体障害者・知的障害者福祉ホーム、共同作業所などの利用、補装具の交付や修理、日常生活用具の給付などは、従来どおりです。